

札幌市立学校教育職員の勤務条件に関する条例の一部を改正する
条例案

平成29年（2017年）2月21日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市立学校教育職員の勤務条件に関する条例の一部を改正する
条例

札幌市立学校教育職員の勤務条件に関する条例（平成28年条例第47号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第2条第1項中「第15条まで」の次に「、第15条の2（第3項を除く。）」を加え、同条第2項中「第8条第1項及び第3項の」を「第8条第1項から第3項までの」に改め、「前項において」の次に「読み替えて」を加え、「日常生活を営むのに支障がある者」を「要介護者」に、「第8条第1項及び第3項中」を「第8条第1項から第3項までの規定中」に改め、「同条第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子」の次に「(地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項に規定する子をいう。以下この条において同じ。)」を加え、「)が、当該子を養育」の次に「とあり、同条第2項中「3歳に満たない子のある職員が、当該子を養育」とあり、及び同条第3項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、当該子を養育」を加え、「、「深夜」を「、同条第1項中「深夜」に、「同条第3項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある教育職員が、当該要介護者を介護」を「同条第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」に改め、同条第3項中「組合休暇」の次に「及び介護時間」を加える。
- (2) 第3条中「その子」の次に「(地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)」を

加える。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 平成29年1月1日から同年3月31日までの間に市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和27年北海道条例第81号）第2条又は県費負担教職員の給与負担等の権限移譲に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成28年条例第52号）第1条第1号の規定による廃止前の札幌市立高等学校等の職員に係る給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和27年条例第54号）第3条において準用し、又は読み替えて準用する北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年北海道条例第21号）第18条の規定に基づく承認を受けた介護休暇（札幌市立学校教育職員の勤務条件に関する条例附則第8項の規定により教育委員会が承認したものとみなされるものを除く。）については、この条例による改正後の札幌市立学校教育職員の勤務条件に関する条例第2条第1項において読み替えて準用する札幌市職員の勤務条件に関する条例（平成6年条例第39号）第17条の規定に基づき教育委員会が承認したものとみなす。

（理 由）

地方公務員の育児休業等に関する法律、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部改正に伴い、本市の教育職員について、介護休暇を3回まで分割取得することを可能とするとともに、介護のため勤務しないことができる介護時間を新設する等のため、本案を提出する。